

## 令和4年度シンポジウム「特別史跡埼玉古墳群のこれから」

さきたま史跡の博物館 史跡整備担当

埼玉県立さきたま史跡の博物館では、特別史跡埼玉古墳群の周知及び活用のため、古墳群に関するシンポジウムを令和元年度から企画、開催している。

近年、過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の保護を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、社会総がかりで文化財の継承に取り組むことが求められている。こうしたことから令和4年度シンポジウム「特別史跡埼玉古墳群のこれから」では、長年埼玉古墳群に携わってきた方々を講師に迎え、「地域における特別史跡埼玉古墳群」をテーマに保存と活用について議論した。

今回のシンポジウムは、講演内容や総合討議を通して地域住民と共に今後の埼玉古墳群の在り方について考える契機となったことから、講演内容を広く共有したいと考え、講演録として掲載することにした。なお、講演録作成は史跡整備担当で分担し、禰宜田氏講演を宮原正樹、佐藤氏講演を吉田修太郎、関氏講演を宇高美友子が担当した。

講演録の掲載について、御快諾いただきました佐藤信氏、禰宜田佳男氏、関義則氏には厚く御礼申し上げます。

### 【開催概要】

主催：埼玉県立さきたま史跡の博物館、行田市教育委員会

日時：令和5年3月11日（土）午後1時00分～午後5時00分

場所：行田市教育文化センター「みらい」

参加者：254名

内容：講演① 「特別史跡埼玉古墳群—最新の発掘調査と史跡整備—」

当館史跡整備担当学芸員 宮原正樹

講演② 「古代史研究と埼玉古墳群」

東京大学名誉教授 佐藤 信氏

講演③ 「埼玉村古墳群から埼玉古墳群へ」

元さきたま史跡の博物館長 関 義則氏

講演④ 「国指定史跡から特別史跡へ

持続可能な特別史跡埼玉古墳群について考える」

大阪府立弥生文化博物館長 禰宜田佳男氏

総合討議「特別史跡埼玉古墳群のこれから」

司会：さきたま史跡の博物館長 栗岡真理子

パネリスト：東京大学名誉教授 佐藤 信氏

元さきたま史跡の博物館長 関 義則氏

大阪府立弥生文化博物館長 禰宜田佳男氏

行田市教育委員会文化財保護課長 中島洋一氏



会場の様子



総合討議

# 古代史研究と埼玉古墳群

東京大学名誉教授 佐藤 信

## はじめに

こんにちは。ご紹介いただきました佐藤信でございます。わたくしの題目は「古代史研究と埼玉古墳群」になります。

先ほどのご報告でも国宝に相当する特別史跡という言い方がありましたが、私も文化庁で史跡の指定とかを担当した経験がございます。史跡とは何かというと、文化庁に史跡の指定基準というのがありまして、どういう基準で指定するのかというと、「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模・遺構、出土遺物等において、学術上価値があるものが指定される」とあります。その史跡のなかで、学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるものというのが、特別史跡になります。建造物とか、美術工芸品などの有形文化財で例えれば、国宝に相当するのが特別史跡であります。その特別史跡に令和2年（2020）に埼玉古墳群が指定されたということで、大変おめでたいことでございます。それには前史もありまして、もともと史跡であった埼玉古墳群が「風土記の丘」として整備されはじめ、さきたま史跡の博物館（旧さきたま資料館）が併設され、稲荷山古墳から国宝の金錯銘鉄剣が発見されたということがありました。

私個人としまして、埼玉古墳群とはご縁があります。私は大学に入学した1年生の時に、関東地方の古墳の調査などをなさった考古学の甘粕健先生の少人数ゼミに参加し、あちこちの古墳の調査を行いまして、その翌年だと思いますが、東京大学文学部の考古学研究室の助手の方や同級生、お茶の水女子大の考古学・古代史を専門とする学生と一緒に、埼玉古墳群研究会を作りました。この研究会では埼玉古墳群だけでなく、近隣の古墳の研究や調査も行いまして、埼玉古墳群繋がりで同時代の古墳を見て回りました。それは稲荷山古墳の金錯銘鉄剣が見つかる以前の話になります。1972年に高松塚古墳が見つかって、大騒ぎしたという記憶がありますけれども、それに近いころに数名で埼玉古墳群を一生懸命勉強したということが記憶にございます。

## 1 史跡埼玉古墳群と金錯銘鉄剣

### （1）埼玉古墳群—特別史跡への歩み

埼玉古墳群につきましては、明治26年（1893）に將軍山古墳が発掘調査されまして、戦前の昭和10年（1935）にも埼玉村古墳群の調査が行われました。その調査をもとにして、日中戦争が始まっている昭和13年（1938）に、今は行田市の一部になっていますが、地元埼玉村の人たちによる古墳群を大事にしようという活動があり、今では旧法といわれる戦前の文化財保護法で史跡に指定されました。

昭和43年（1968）に文化庁が主唱した風土記の丘整備事業が、埼玉県によって埼玉古墳群で行われます。その前提として埼玉古墳群の航空写真による調査が行われまして、カラー写真を撮ったりしまして、古墳の集合がはっきり見てとれたり、緑の水田の中に筋が見えたりする。この筋は、もともとは堀があって水分が多いところがあり、稲の生育がそこだけ違うので、周辺とは見え方が変わるといふものであります。これを基にして発掘調査も行おうということになっていきました。稲荷山古墳の発掘調査も昭和43年（1968）に実施され、礫の調査で金錯銘鉄剣や、同じく国宝になっている副葬品が出土したという経緯がございました。

この風土記の丘の整備事業が始まりますと、木がうっそうと茂っていた丸墓山古墳や二子山古墳、稲荷山古墳のそういった状況がなくなり、墳形を整えると共に周堀を掘る修景など、史跡整備が行われました。これは全国で行われようとした当時「風土記の丘」という事業がありまして、これは複数の史跡を合体して、大規模な史跡整備をして「風土記の丘」という形で、国民に親しまれるような史跡公園を作ろうというものでして、そういった整備が埼玉県を中心に行われました。その結果、「さきたま風土記の丘」ができて、昭和44年（1969）には今の「さきたま史跡の博物館」の前身である「さきたま風土記の丘資料館」という施設が置かれたということになります。現在ではさきたま古墳公園とさきたま史跡の博物館という形になっています。

私は古代史専門ですので、金錯銘鉄剣にもの凄く関心を持っておりますが、1968年の調査から10年後にそれが発見されたわけでございます。それまで金錯銘鉄剣は出土して十年間はさびついた剣のまま、大事に倉庫に収蔵されていましたが、埼玉県に予算ができて、錆落としの保存修理をしようということで、奈良県の元興寺文化財研究所にその修理が委託されました。金象嵌というのは、薄い金の剥片をほんのちょっと掘り込んだところに貼るものですから、丁寧にさび落としをしないと簡単になくなってしまいます。しかし、元興寺文化財研究所にいた女性職員の方が、用心深くさび落としを行い、その作業の中で光るものがみえたために、これは何かあるぞというので、用心深く作業を続けたところを裏115文字の、日本の5世紀史を書き換える銘文の存在が明らかになったということでございます。

金錯銘鉄剣発見後、各地の古墳から出土した錆び付いた刀剣をX線で調査するようになり、銘文が見つかることはなかなかありませんが、象嵌で描かれた文様をもつものがあることがわかってきておりまして、金錯銘鉄剣は今から40年前の1983年に国宝に指定されています。金錯銘鉄剣と一緒に出土した非常にすぐれた武器・馬具や装飾品、工具などの副葬品も国宝に指定されています。

そのあと今から3年前の令和2年（2020）に、今度は古墳群全体が国宝的な価値がある特別史跡に指定されたという経緯がございます。今でもさきたま史跡の博物館中心に調査研究が進められてきており、先ほどご報告があったように愛宕山古墳の発掘調査が実施されたり、奥の山古墳の追加指定が行われたり、そういった新しい情報がえられて、かつ最新の情報をもとに、埼玉古墳群の実像というものが明らかになってきており、価値が上げられていくということが不断に行われてきたということになります。史跡公園としては、雑草を取ったり芝を刈ったりするというような維持管理も大変ですけど、維持管理と同時に保存活用をめぐる様々な事業が、不断に進められてきていると私は思っております。

埼玉古墳群は、ご承知のように武蔵国を代表する首長墓の系列だといって良いと思います。埼玉古墳群は丸墓山だけは円墳ですが、100mクラスの前方後円墳を中心に密集して営まれている。これはおそらく武蔵を代表する地方豪族で、武蔵の首長の系列をたどっていく有力な古墳群といって良いと思いますが、それが相次いで営まれているということになります。これは武蔵国の歴史を理解する上で、非常に重要な古墳群であるばかりでなく、前方後円墳を営むことからヤマト王権との関係も見出せます。

それから稲荷山古墳の礫礫から出土した副葬品では、金銅製の様々な武器・馬具・装飾品・工具などが見られますが、これは大陸半島との交流を踏まえていると思います。ですから、埼玉古墳群は、日本列島の歴史を理解する上でやっぱり欠くことができず、先ほど史跡・特別史跡指定の基準をお話ししましたけれども、この遺跡がなくなってしまうたら我が国の正しい歴史が理解できなくなってしまう。私はそういった特別史跡としての価値があると考えて良いと思っています。

## (2) 国宝金錯銘鉄剣

国宝の金錯銘鉄剣についてお話をしていきますが、銘文には様々な読み方があり、資料集の巻末に東野治之さんの読み方が紹介されています。私のレジュメはそれと一部違う読みを書いているかもしれません。

銘文では、辛亥年の7月中に記すとあり、ヲワケの<sup>シ</sup>臣、上祖の名はオホヒコ、その兄タカリノスクネ、その兄名はテオカリワケ、その兄名はタカヒシワケ、その兄名はタサキワケ、その兄名はハテヒ。裏面に行きまして、その兄名はカサヒヨ、その兄名はヲワケの<sup>ヨ</sup>臣、<sup>ヨ</sup>杖刀人の<sup>シ</sup>首として、奉事し來たり今に至る、とあります。奉事というのは、事は仕えるで、奉はたてまつるという意味ですので、仕え奉るという意味になります。ワカタケル大王の寺、<sup>ス</sup>斯鬼の宮にあるとき、我天下を左治す、とあります。天下を左治するというのは、左という字には助けるという意味がありますので、大王の治天下を助けたということになります。そして、この百鍊の利刀を作らしめ、わが奉事する根源を記す、と書かれています。

辛亥年は今のところ471年が一番妥当だとされていますが、他にはヲワケといった豪族であった者の人物名やその系譜、杖刀人首という役職についていたことが書かれています。杖刀人については、これは人制というヤマト王権を構成する官僚制のようなものであり、杖刀人は武官になります。首とあるので杖刀人のキャプテンであったということになります。

それからワカタケル大王や百鍊の利刀という表現が出てきます。百鍊の利刀というのは百回鍛えたものすごく切れ味のいい刀ということになります。ただし、金錯銘鉄剣の形態は剣でありますので、剣の場合は突き刺して敵を倒すものであって、刀の場合は片刃で切りかかるもので、剣と刀は本来違うものになりますが、同じ括りで扱われていることになります。

最後に「奉事」や「記する」という言葉に注意していただければと思います。この表記は、東国の武蔵の地方豪族が、杖刀人という武官として代々ヤマト王権の大王に奉仕し、その治天下を助けたという関係を示しています。この関係については、大王側は奉仕して貰う代わりに、その地方豪族の支配権を承認し、大陸半島からやってきた様々な技術や文物を提供するという、一方通行の関係ではなく、相互関係であったとみるべきであると思います。そういう関係がこの銘文から知られるわけでありまして、稲荷山古墳の国宝の副葬品に見られる国際性はそれを示しています。また、私は東国の地方豪族が杖刀人に任命されていることに意味があると思っております。

私の古代史の恩師である井上光貞先生の論文では、東国はヤマト王権の軍事的基礎で軍事的基盤であることが指摘されています。これについては、ヤマト王権の段階だけでなく、律令国家の軍事的基盤についても東国にあり、東国の軍勢が日本列島の帰趨を制するということがありました。

例えば、壬申の乱で大海人皇子が近江朝廷の政府軍を有する大友皇子に勝つわけですが、大海人皇子は東国の地方豪族の息子で構成されるわずか20数名の舍人しか味方がいなかった。その状況で大海人皇子が打ち勝つことができたのは、不破の関の地を抑えて、東国の軍勢を動員することに成功したからです。大海人皇子に仕えていた舍人たちは東国の地方豪族の息子たちになります。律令制の時代で言うと、地方豪族である郡司の子弟が中央豪族などに奉仕するのが舍人であり、大海人皇子の舍人たちは、国元に戻れば数百・数千の軍勢を動員できたわけですから。しかも尾張国は、2、3万の軍勢が国をこぞって大海人皇子に味方をした。壬申の乱の場合は、東国の軍勢を握った大海人皇子が中央の有力豪族の軍事力で構成される近江朝廷に勝ってしまったわけです。

東国が重要な軍事的な基盤であることは他でも指摘できます。例えば663年に白村江の戦いがあり、倭国は大敗北を喫して唐・新羅の連合軍が倭国に攻めてくるかもしれないということで、北部九州に

狼煙と防人を設置します。防人というのはミサキモリで、最前線の北部九州の海岸に防衛ラインを築くわけですが、律令国家の時代では東国の兵士たちを3年間九州に派遣し、大宰府の防人司のもとで把握して、各鎮の防衛に当たさせた軍事力になります。つまり、九州の兵士を動員して北部九州を守るのではなく、一番頼りになる東国の軍勢を防人として西日本に派遣し、国土防衛の最前線を守らせたということになります。8世紀後半になると、律令国家は、唐・新羅が攻めてくる危険性がなくなってきたことから、東北の蝦夷との戦いの方を重要視するようになっていきます。そのような対外情勢になりますと、律令国家は防人を停止し、東国の軍勢を鎮兵として多賀城に派遣し、東北の蝦夷との戦いに動員するようになるわけです。このように国家的な軍事力として、東国の軍勢というのは非常に重要であったことがわかります。

7世紀代の白村江の戦いの時の軍勢の実態は、『日本書記』の分析から国造軍であったと私は判断しています。国造軍というのは国造の軍で、言い換えると地方豪族が動員した地方豪族軍の寄せ集めがヤマト王権の軍事力の主体であった。東国はヤマト王権・律令国家の軍事的な基盤であると言いましたが、それは東国の地方豪族がヤマト王権や律令国家を支えたというふうヤマトタケルノミコトに言い直しても良いと思います。私はその東国の地方豪族の1人が稲荷山古墳の被葬者であって、私はこれをヲワケの臣であって良いと考えています。彼はヤマト王権（大王）に杖刀人首として奉事して自分の支配権を認めてもらうわけですが、金錯銘鉄剣は東国の地方豪族とヤマト王権の関係、またヤマト王権にとって東国は非常に重要な軍事的な基盤であるということ象徴するものであると考えています。

## 2 ヤマト王権の東方進出と武蔵国

### (1) ヤマト王権の東方進出

ヤマト王権の東方進出と武蔵国と言いますと、例えば日本武尊命の東方遠征の物語がありますが、東海道筋で進出するのか、東山道筋で進出するのか、2つのコースがあったと私は思っています。

律令国家のもとでは五畿七道とあって、都を中心とした畿内から、東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道という七道が全国に走ります。南海道は四国で、西海道は九州になります。律令国家にとって七道の中で一番大事なのは山陽道になります。山陽道は大宰府とその先に大陸・朝鮮半島があって外国の使節が往来するということがあり、『延喜式』によると七道は大路・中路・小路というランクがありますが、山陽道は大路として一番重要なルートに位置づけられています。山陽道は外国使節も通るということで、道も立派にしなければならないし、8世紀後半には駅家を瓦葺きの白壁にして、丹塗りの柱にしなさいというような命令が出るほど、大事な道にされます。その次のランクの中路は東海道・東山道になり、律令国家にとって重要な位置づけがなされています。申し訳ないですが、それ以外の北陸道・山陰道・南海道・西海道は駅家の馬の数が少なくて良い小路になります。

律令国家にとって、山陽道は大宰府に向かっていて外交関係を握る道として非常に重要で破格に重視していますが、先ほど申し上げたように東国は律令国家の軍事的な基盤であり、これをしっかり把握することが、律令国家が全国支配する根源になるということ、それに通じる東海道・東山道を大事にしているということがいえると思います。

### (2) 武蔵国

武蔵国の場合は、ご承知だと思いますが当初は東山道の所属であり、それが771年に東海道に所属替えになります。771年までの東山道に所属していた時は、碓氷坂、古代では峠のことを坂と言いま

すので碓氷坂を越えて、今の群馬県である上野国に入り、上野国新田郡から南に折れて東山道武蔵路を経て武蔵の国府が置かれた東京都府中市まで行きます。今度はそのルートに戻って新田郡から今の栃木県である下野国に行き、白河関を越えて陸奥国・出羽国に通じるのが東山道のルートになります。陸奥・出羽は東海道や北陸道ではなく東山道の延長上でありまして、蝦夷との戦いのフロンティアに向かっていく道は東山道であり、上野国の次に武蔵国に来て下野国に移るルートの形が771年までありました。これは埼玉古墳群が北武蔵にあり、後でお話する武蔵国造の反乱の伝承でも、武蔵国造が上毛野君と密接な関係を持っているということがあり、それらと関係することだと思えます。ただし、私の考古学の恩師である甘粕健先生の論文にあります、武蔵国の古墳群では、多摩川台古墳群とか、蓬萊山古墳や亀甲山古墳だとか、100メートルクラスの前期前方後円墳である芝丸山古墳のように、4世紀とか初期・前期の有力な前方後円墳は南武蔵にあります。それが5世紀後半から7世紀になると、埼玉古墳群が武蔵を代表する古墳群になっていきまして、そういう縁があるわけでありまして。

武蔵国が8世紀後半に東海道所属替えになるのは、東海道筋で武蔵に来るケースが結構あったからだと考えています。東海道は771年までは足柄坂を越えて、相模国の次は安房国・上総国・下総国・常陸国を経ていました。ただし、天平年間、武蔵国がまだ東山道所属の頃の正倉院文書を確認すると、従者を10人ぐらい連れた貴族が下野国の那須の温泉に湯治に行く際に、駿河国を通過している記事があります。駿河国を通過しているということは、奈良の都の貴族は、駿河国から相模国を経由して、そこから武蔵国を経て下野国に入るというルートを通ったと考えられます。他にも本朝三戒壇といわれた東国で正式な僧侶になるための戒壇が置かれた下野薬師寺という国家的な寺院がありますが、そこに行く別当の僧侶、それも2人の従者がつく格の高い僧侶が、やはり同じく駿河国を通過して、相模国の次に武蔵国を通過して東山道に入るといった記事があります。つまり、武蔵国が東山道時代にもうすでに有力な人は、神坂峠を越え木曾の山道を通るのは大変なので、東海道経由で武蔵国に来ることが結構あったと思えます。

もちろん武蔵国、こちらの埼玉古墳群でも『万葉集』に出てくる小針沼（小埼沼）というのがあり、東京湾から荒川、昔の利根川とかの水路を用いり、東海道の海上交通から北武蔵まで入ってくることができたわけです。或いは、房総半島の安房石、房総石が古墳の石室に使われることがあります。そういった形の水上交通を用いた交流は多くあり、鴻巣市の生出塚埴輪窯で焼かれた埴輪が房総半島の古墳で出土しているように、交通は一方通行は絶対ありえなく双方向ですので、房総半島のものが武蔵にきているということは、こちらのものが反対にも移動するということだと思えます。以上みてきたことから、武蔵国は東海道と東山道を結ぶ国であったと私は思っております。

実は『古事記』にあるヤマトタケルの物語では、東海道筋では相模国造にだまされて囲まれたところ、<sup>ヤマトヒメノミコト</sup>大和姫命からもらった火と剣を使って、反対側に迎え火を起こして難を逃れたというのがあります。しかも相模国から房総半島に渡って、安房・上総国に入ろうとするときに、波が荒れて東京湾を越えることができませんでした。相模国でもその相模国造に抵抗されたわけですが、これは抵抗勢力が多く存在したからだと思います。東京湾を越えることができないので、常に一緒にいた妻の<sup>オトタチバナヒメ</sup>弟橘媛が、自分を海に投げ出して海の神様に海をなだめてもらってようやく渡ることができたという、そういう物語が東海道筋である。東山道筋でも『常陸国風土記』などで、そこではヤマトタケル天皇と書かれていますが、東山道筋で東国に攻めてきたというような話があります。そういう形でヤマト王権の物語の中では、征服対象として東国が出てきますが、逆にヤマト王権にとっても東国の勢力が非常に大事だったということがいえると思えます。

『日本書紀』をみても、ヤマト王権が朝鮮半島に出兵する時に、上毛野国造が将軍になっています。

それから古い時代の蝦夷との戦いでも、事実かどうか別として将軍として上毛野君が任命されていますので、これらのことから先ほど申し上げたような東国がヤマト王権の軍事的な基礎であったということはいえるだろうと思っています。

### 3 埼玉古墳群とヤマト王権

#### (1) 熊本県江田船山古墳出土銘文大刀

熊本県の江田船山古墳の銘文大刀（銀象嵌銘大刀）が、百濟様式とされる武具・馬具、装飾品とともに、国宝として東京国立博物館に所蔵されています。これらの遺物は、明治6年（1873）という今から150年前に出土しています。この時出土した銘文大刀は、保存状態が良かったことから金錯銘鉄剣と違って文字がみえました。これは大変なものが出たということになりました。さらびやかな立派な副葬品の出土もきっかけになったようで、これをどうしようかということになり、当時は文化財行政を帝室博物館がやっていたので、結局地権者である発見者にお金を渡して国の所有にし、それが縁になって今も東京国立博物館の所蔵になっています。

実をいうと、銀象嵌銘大刀の銘文で出てくる大王は、こちらの稲荷山鉄剣の銘文でワカタケル大王と読み直しがなされました。稲荷山鉄剣の銘文が発見されたのが1978年で私が大学院生の頃になりますが、その頃まで私たちは、高等学校の教科書にも書かれていたように、あの江田船山古墳出土大刀の銘文はタジヒノミズハノ大王と読んでいました。これは福山敏男先生という方の絶対に動かないだろうと思われていた学説がありましたが、それが稲荷山古墳の銘文鉄剣によってワカタケル大王に変わりました。それによって何がわかってきたかという、ワカタケル大王の時代に、東国では武蔵の地方豪族と杖刀人としての奉仕とその支配を認定するという相互関係を結び、九州の地でも江田船山古墳の盟主の地方豪族とワカタケル大王の間で、典曹人という文官による奉仕とその支配を認定するという相互関係を結んでいたことがわかってきました。

また、江田船山古墳の銘文大刀にも「治天下獲□□□□大王世」が出てきます。「治天下」のさんずいがないので、「台天下」と書いてありますが、これは「治天下ワカタケル大王の世」であり、「奉事」も含めて稲荷山鉄剣と同じ言葉がみられます。明治6年と昭和53年に見つかったもの、武蔵国と肥後国という異なる地域で出土したものが同じ言葉を使っています。これはまさに5世紀後半の日本列島で実際に使われた用語であることを示していることになります。奉事せる典曹人、これも杖刀人とパラレルのものであり、名はムリテとありますが、この人物がこの江田船山古墳に眠る盟主になります。8月中の「～中」という表現も稲荷山鉄剣と同じ用語になります。大きな鉄釜を用いて、4尺の延刀を合わせて80錬、つまり100錬と同じことをして刀を鍛え上げて、三寸の上好利刀としてよく切れる刀を作ったとあります。この刀を服する者は、まず長寿で長生きし、子孫が繁栄する。そして天恩とかあるいは神様の恩かもしれませんが、何らかの恩を得ることができる。そのあとは大事な部分になりますが、その続ぐるところを失わずと続いていきます。私が注目しているのは、そのあとのこの刀を作った者は、イタハ（イタカ）であって、この銘文を書いたものは張安であるということです。ヲワケだとかムリテというのが当時の日本の一般的な豪族の名前です。稲荷山鉄剣の銘文の人物では、タカヒシとかタサキがみえまして、ワケヤスクネは敬称なので除きますが、それからいくと、私はこの刀を作らせたのはムリテだと思っています。なぜなら作刀者まで自分が抱えているからです。

江田船山古墳は60～80メートル級の前方後円墳になりますが、そこでは非常に優秀な百濟系とする副葬品が出土しています。それはムリテが直接百濟と交流して得たものだと思っています。埼玉

古墳群の渡来系の副葬品は、大王経由で手に入れたものであると思いますが、ムリテの場合は九州の地方豪族で、しかも有明海に面している地域の豪族ですので、百済と直接交流して得たと考えています。ムリテは刀を作る技術者であるイタハ（イタカ）を抱えており、手工業技術者を編成しています。それから銘文を銀象嵌で刻んでいますが、銘文を書いたのは張安とあります。これは完全に渡来人であり、ムリテは渡来人も抱えています。ヤマト王権では、大王が渡来人たちを技術者として編成したり、或いは文筆を行う史人として抱えますが、ムリテも同じような配下を抱える政権構造を持っていたと私は考えています。

## （2）倭王武

稲荷山古墳と江田船山古墳から出土した銘文鉄刀剣の内容を裏付けるものとして、同じ時代の文字史料である『宋書』夷蛮伝倭国条にみえる倭の五王の話があります。

5世紀代に贊・珍・濟・興・武という倭の五王が、中国南朝の宋の皇帝に朝貢して冊封を受け、倭国王に任命してもらって、自分の従者や幕僚にも將軍号をもらうことをしていることが宋の正史でわかっています。特に最後の倭王武は、478年に上表文を宋の皇帝に献上しています。上表文とは、臣下が王に対して奉る文書のことをいいますが、それを差し上げています。

上表文は時間もないので詳しくは読み上げませんが、内容を一部読みます。「封国は偏遠にして藩を外に作す。私が支配している地域は遠い国であります。昔から私の先祖は或いは祖父は、みずから甲冑を貫いて山を越え、川を渡って、1ヶ所に安住することはありませんでした」とあります。つまり、大王みずからが武装して軍事的な征圧戦を繰り返して、1ヶ所に安住することはなかったということになります。続けて「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平らげること九十五国」とあります。国の数はそのまま信じるべき数字ではないと思っています。

実をいうとこの倭王武は、『古事記』や『日本書紀』にワカタケルノミコトと出てくる人物であり、稲荷山鉄剣にみえるワカタケル大王のことです。ワカタケル大王は、中国に対しては倭王武として出てきますが、国内の地方豪族に向けては、ワカタケル大王と名乗っています。つまり、中国向けと日本国内向けでは名乗り方が違うことになります。ワカタケル大王は8世紀後半になると雄略天皇という中国風の贈名が与えられ、後からの書物には雄略天皇と出てくるわけですが、それらがイコールだということになります。

中国に対しては倭王武、国内の豪族たちに対してはワカタケル大王、しかもそのワカタケル大王は東の方を征したり、西の方を服したとあります。西の方とあるのは銘文大刀が出土した江田船山古墳がある九州であり、東の方とは稲荷山鉄剣が出土した東国になります。ただし、上表文には征服したと書いてあり、当時は同盟関係を結んで配下にはしていると思いますが、江田船山古墳の盟主であるムリテがこの刀を作ったのは、自分の支配権を守るために大王と関係を結んだということが述べられていますので、完全に服属したのではなく、ムリテやヲワケの支配権の中にまで手を突っ込んで、大王が国内を統一したというような話ではないと私は思っています。そういう段階を示していると思います。

続けて、上表文をみていきますと、「臣下であるわたくし倭王武は、愚か者ではございますが、かたじけなくも父祖の後の王位を継いで、毎年、年を誤らず、宋の皇帝に朝貢しております。天極に帰崇し、道は百済を経て南朝宋の国に使者を派遣するのでありますが、そこでは先緒をつぎ統ぶる所を駆率して」とあります。統ぶる所というのは、先ほどの江田船山古墳の銘文大刀にありました。つまり、これらの3つの同時代史料は、相互に共通する用語がみえることから信憑性があり、この『宋

書』倭国伝の上表文は、私は信頼できると思っております。というのも、中国の王朝の歴史書は、次の王朝が作っているのです、前の王朝のことを大きくしたり小さくしたり見る必要はないので、客観的な史料が残されているとも考えられるからです。

さて、武蔵国造については、『日本書紀』にみえる武蔵国造の反乱記事の紹介と、武蔵国造の地位が8世紀以降、武蔵国の地方豪族の中でどのように移っていったのかという話もしたかったのですが、残念ながら時間がございません。この内容につきましては、本日頒布されている資料集に文章として載せてありますので、あとでご覧いただければと思います。

## おわりに—埼玉古墳群の歴史的意義

最後に埼玉古墳群の歴史的意義というところに話を移しますが、私をはじめにお話ししましたように、これはやはり埼玉古墳群は、古墳群としても重要であり、稲荷山鉄剣などでわかったことも多くあり、日本列島の歴史を理解する上で欠かせない存在であると思います。その時代の資料というのはやはり重要であります。

ヤマト王権が次第に地方にも勢力を及ぼして行って、その後の律令国家の時代には地方豪族はもう完全に天皇の派遣した国司の部下になっていくわけでありますけれども、稲荷山鉄剣は最初の同盟の関係から支配承認型の関係になり、次第に支配隷属的な関係にベクトルが動いていくその中間の過程を示す、そういう歴史的な経過を示す価値があるものと考えています。かつ、東国の歴史というのが、先ほどの倭王武の上表文もそうでありますけれども、日本列島全体の歴史の中で、非常に重要な役割をはたしたことを証明するものだとも思っております。

埼玉古墳群の調査研究は、先ほどの報告でも継続しているということで、私はまだまだこれから埼玉古墳群の歴史的な価値、学術的な価値というのは明らかになっていくと思っておりますし、継続していただきたいと思っています。公園整備も大分進んできておりますが、さらに史跡整備や公園整備を進め、市民・県民・国民の皆さんに我が国の歴史を正しく理解する上で、この遺跡の存在が欠かせないと言われるようなになれば良いなと思っています。

もちろん、我が国の歴史を正しく理解するだけではなく、埼玉古墳群で子供のころ遊んだとか、花見をしたというようなことでも良いと思いますけれども、それを通して将来、埼玉古墳群はこういう歴史を持っていたということを、全国の方あるいは海外の方に説明できるような方が増えていただくと良いなと思っています。

そのためには、さらに地元の方とも連携して、いろんな保存活用事業を進めていただければありがたいと思っております。時間が延びてしまって申し訳ありませんが、これで私の話を終わらせていただきます。

## 埼玉村古墳群から埼玉古墳群へ

元埼玉県立さきたま史跡の博物館長 関 義則

皆さんこんにちは。佐藤信さんに私の前にアカデミックなお話をしていただきまして、私はそういうアカデミックな話ではなくて行政的なお話をしたいと思います。佐藤信さんは、本当であれば佐藤先生、禰宜田先生と申し上げないといけないのですが、先ほど講演が始まる前に、お二方から先生と呼んではいけないときつく指導されましたので、ここでは佐藤さん、禰宜田さんと呼ばせていただきます。

私は埼玉県の学芸員を数年前に退職いたしました。先ほど講師紹介で就職する前から古墳研究云々という過分な御紹介をいただいたのですが、私は埼玉県さいたま市、合併前の大宮市の出身で、生まれながらの埼玉県民ということになります。大学に進んで考古学を学び、先輩たちから誘われて当時の県立さきたま資料館、今のさきたま史跡の博物館で大学1年の頃から4年間ずっとアルバイトをしておりました。そしてそのまま埼玉県に就職いたしました。学生時代からここ埼玉古墳群に関わらせていただいているということで、そういう御紹介になったものと思います。

実は大学1年の時に県立さきたま資料館でアルバイトをしている年はちょうど昭和53年でした。その昭和53年の9月に、先ほど佐藤さんからお話があった稲荷山古墳の鉄剣の銘文が発見されました。その発見直後から県立さきたま資料館にいて、古墳や出土品を目で見て肌で感じるという経験をさせていただいたことは貴重な経験になりました。その後、埼玉県に就職しこのさきたま資料館はさきたま史跡の博物館と改称になりました。そして、この博物館の館長として勤務することになったわけです。実はその少し前の平成20年頃に世界遺産登録の盛り上がり直後から、埼玉古墳群を特別史跡にしていこうという動きが地元あるいは県の行政の中で起こり、それにも関わっていましたので、かれこれ10年ぐらいこの特別史跡に向けた行政的な仕事に携わってきました。それで準備作業の終わり頃の段階にちょうど館長という立場におりまして、このあとお話ししていただく禰宜田さんが文化庁の主任調査官でして窓口となっていていただきました。禰宜田さんから御指導いただきながらさまざまな作業を進め、最終的に特別史跡昇格に向けて埼玉古墳群の総括報告書を作成してくださいというお話をいただいて、総括報告書作りにとりかかりました。総括報告書の最後のまとめの部分については、やはり禰宜田さんの御指示で明治大学を退官されていた大塚初重先生と私の2人で50頁ほど書いてくださいというお話がありました。50頁というのはかなりの分量です。そこで千葉県成田市の大塚先生の御自宅にお伺いして、「文化庁の禰宜田さんからこんな無茶振りがあったのですが先生書いていただけますか」というお願いをしたら簡単に「いいよ」と。大塚先生は私の学生時代の恩師ということもあったのでしょうか気軽に引き受けていただきました。そこで「先生、何頁ぐらい書いていただけますか」と聞いたら、「うーん、4頁かな」とおっしゃって。じゃあ私が46頁ほど書かなくてはいけないのかということで、これは大変なことになったなと思いました。当時は先生も90歳を過ぎた御高齢でしたので、御自宅に定期的にお伺いしながら、報告書作成の進捗状況等を御説明しました。最終的に先生は2頁しか書いてくれなくて、私が48頁書くという羽目になってしまいましたが、ともあれ玉稿をいただけたことは大変ありがたいことでした。何とか総括報告書ができ上がり、さあ特別史跡になりますという直前で、私はさいたま市にある県立歴史と民俗の博物館に異動になってしまって、特別史跡として告示されたときにはこの館にはおりませんでした。特別史跡にかかわる行政

の動きとしてはこのようなことがあって、今日は禰宜田さんの顔を見て、当時の言葉を思い出してちょっとほろ苦い思いをしたところです。

そんなことで本当は鉄剣が見つかった年、学生時代の経験なんかの話もできればいいのですが、今日の私のお話は、「埼玉村古墳群から埼玉古墳群へ」という題で、実はこの古墳群の名称は最初は埼玉古墳群ではなかったというお話をさせていただきたいと思っています。御高齢の方のなかにはもしかすると埼玉古墳群がかつて埼玉村古墳群という名前と呼ばれていたことを御存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、いろいろとお話を聞くと埼玉古墳群は最初から埼玉古墳群だと思っていた、ということが大半のようです。特別史跡の意義、評価、価値というお話についてはこの後に禰宜田さんの方からしていただけたらと思います。特別史跡はある遺跡が当然特別史跡になるわけではなくて、その前段階に先ほどのお話ありましたように、史跡になって特別史跡になります。さらに史跡になる前の遺跡として残されてきた、そういう段階があるわけで、そのあたりの話を今日はさせていただきたいと思っています。

私の職場の先輩でもあり上司でもあった古墳研究者の塩野博さんという方がいらっしゃいます。塩野さんは埼玉県内の古墳について古い記録を大変丹念に調べられて本にまとめられました。私の今日のお話も塩野さんの研究成果、報告内容を参考にしながらお話させていただきます。

少し昔の話になりますが、そもそも埼玉古墳群とはどのように認識されていたのでしょうか。江戸時代に『新編武蔵風土記稿』という文献があるのですが、その記述の中に、將軍山、鉄砲山、丸墓山、浅間社と4つの古墳について記載されている個所があります。ただ、この頃はまだ古墳という言葉はなく、単に塚とか山と書いてあるのが普通ですが、埼玉古墳群の各古墳が紹介されている古い事例になります。現在の埼玉古墳群が『新編武蔵風土記稿』に出ているというので、もうすでにこの時代からここが名所旧跡になっていたということがわかるわけです。

『新編武蔵風土記稿』には挿絵も入っていて、図の一番上に忍城があり、現在の行田の市街地を臨むように古墳の絵が描かれています(図1)。その他に『忍名所図会』という書物の中にも丸墓山という言葉が出てきて、やはり丸墓山から忍の方に臨む絵図が残されています(図2)。

明治時代になって近代日本が歩みを始め、明治10年に当時の埼玉県令で白根多助さんという有名な県令さんに提出された『埼玉縣地理抄』の中に百塚とか丸墓山という言葉が出てきます。また、明治の終わり頃になりますが、全国の陵墓調査を政府が行いました。その時に国から県、県から地元ということできろいろと照会が来るわけですが、その時に北埼玉郡長が丸墓山古墳という古墳がありますという回答をしています。このように見てきておわかりだと思いますが、やはり埼玉古墳群の中では丸墓山古墳が別格というか代表というか、ずっと丸墓山古墳が埼玉古墳群の代表として扱われてきているということが、古い文献や行

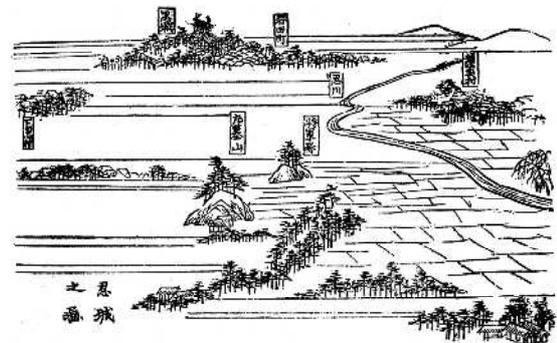


図1 『新編武蔵風土記稿』



図2 『増補忍名所図会』(個人蔵・行田市郷土博物館提供)

政文書の中からわかるわけです。

この丸墓山古墳ですが現在でももちろん残っていますが、壊されてしまうという危機がありました。これも塩野さんが見つけれられたのですが、大正2年の「埼玉新報」という地元新聞の8月12日付けの記事の中に、丸墓山古墳を地元の業者が崩す、破壊することが決定したということが載りました。そうするとこの記事が地元でとても反響を呼びました。結果的にその後どういう動きがあったかは新聞記事から読み取れないのですが、最終的に事業者で土取りを断念したということになりました。おそらく地元の人たちがこの記事を読んで、残しましょうよというような動きがあったのではないかと思います。新聞記事ではきっかけと結論しかわかりませんので、その経緯はよく読み取れないのですが、この新聞が記事になったことがきっかけとなって古墳の破壊というのが免れたということは確かです。大正時代の初めの時期のお話ですね。

昭和初期の頃には、埼玉古墳群は学術的にも注目されていて多くの研究者が訪れていました。この場所が東京から比較的近いということがあって、当時の研究者達の恰好の研究材料になっていたということがうかがわれます。東京帝室博物館、現在の東京国立博物館で鑑査官をされていた後藤守一先生は、その後に明治大学の教授になられているので、私の恩師のさらに恩師ということになるのですが、後藤先生が埼玉古墳群を使って古墳の編年を発表されています。「前方後円墳の編年」という論文を『考古学雑誌』に昭和10年に発表されています。埼玉古墳群が、そうした学術研究の材料に昭和初期にはなっているということがわかります。ところが一方で、大正から昭和の初期という時代は、明治時代になってからどんどん人口が増えている、あるいは本家から分家してくるようなことがあり、耕地が足りないということで耕地の拡大、つまり田んぼを増やすということが盛んに進められた時期でもありました。埼玉古墳群付近というのは非常に低地帯が随所に点在していて、それまではなかなか田んぼがつかれないということで、埋め立てて田んぼにする耕地拡大という運動が盛んで、そのために古墳を削って埋め立てるということが頻繁に行われていました。古墳というのは身近にあって、埋め立ての土地として非常に格好の材料になっていたわけです。実際にこの頃には埼玉古墳群の東側の少し離れたところにあった若王子古墳という100メートルを超える大きな前方後円墳があったという間に崩されて、消滅してしまったというようなことがありました。これは昭和9年のことです。もちろん発掘調査などはされておらず、わずかに前玉神社の地内に石碑に転用されて建っているものが地元の伝承では若王子古墳の石室の石材だというふうに言われています。この石材や若王子古墳から出土したとされる須恵器や馬具なんかが若干残っていますが、それを見ると6世紀後半の古墳だということがわかります。100メートルを超える大きな前方後円墳がたちまちなくなって消えてしまうというようなことが行われていたのが昭和初期という時代なのです。

地元の人たちはこのような事態を目の当たりにし、どんな動きが起きてきたのでしょうか。記録によれば、昭和10年に埼玉村の村長であった町田正之助さんという方が中心となり、埼玉県知事に保存の要望書を内申しています。これは昭和10年5月25日の文書として残っていますけれども、古墳がどんどん削られていくので何とか保存してくださいというお願いを知事に出すわけです。当時の知事であった飯沼一省さん、戦前なので官選知事、国が任命した知事で、この方はのちに神奈川県や静岡県知事も歴任されている内務省の官僚です。埼玉村では丸墓山、二子山、鉄砲山の3つの古墳の保存要望を提出しました。他の古墳はどうしてしまったのだらうと思うのですが、この3つが埼玉を代表する古墳として何とか保存して欲しいというような要望でした。この文書を町田さん御本人が書かれたのか、教育会頭さんが書かれたのかはわかりませんが、非常に良い文章ですね。要望書を読むと単に保存してください、残してくださいというだけではなくて、その理由がきちんと書いて

あります。「史蹟尊重ノ念ニ欠クルトコロアリ」云々というところからですが、その前のところに「史学研究上及国民教育ノ資料トシテ絶好ノモノニ有之」、つまり歴史研究として大事であり、国民教育、教育普及といった教育のためにこの古墳は必要であることがはっきりと書かれています。この2つの理由で残してくださいということで具体的な理由を挙げて要望書を提出したということが、昭和10年の文書で確認することができます。これに対して県はどう対応したかという、国に村からこういう内申があったということを当時の文部省に「史蹟仮指定ノ儀ニ付指揮稟請」ということでお伺い立てるわけです。この文書は6月17日に出されてすぐ7月3日には文部省の回答が来るのですが、どんな返事が来たかという、地元は3古墳を保存して欲しいというお願いだけれども他にも古墳があるでしょ。他にもあるのだから、それもあわせて一括して保存すべきじゃないですか、という回答が文部省から来ています。昭和10年の話です。これに対して地元はどうしたかという、これにすぐに反論しました。全部の古墳を保存してくというのは時間的に間に合わない、この3つの古墳は優先的に保存しなくてはならないという緊急性がありますと。それはまさに目の前で若王子古墳のような大きな前方後円墳が壊されている。それから稲荷山古墳の前方部の土取りがもう始まっているという、どんどん目の前で古墳が壊れていくという状況の中で、緊急性があるのだから3つを先に保存させてください、指定してくださいという回答をするわけです。これが国まで上がって行って、国から「重ネテ御打合ノ処右ハ孰モ仮指定相成支障無之ニ付可然御取計相成度」、つまり、それなら仮指定については支障ないというような通知があり、県が仮指定をしました。先ほど佐藤さんからもお話がありましたけれども、当時まだ文化財保護法という法律はなく、その前の法律で史蹟名勝天然記念物保存法という法律に基づいて指定するのですが、条文には都道府県が仮指定をすることができるという規定があり、それに基づいてとりあえず県が仮指定をすることについては構わないという返事を7月17日にいただいたわけです。それを受けて県から村へ7月29日に仮指定について反対がないかどうか、異議がないかどうか土地所有者に当たってくださいと電話連絡を行いました。そのあとすぐに8月1日には村から県へ回答しているので、その間で村で土地所有者を回ったと思います。文章を見る限り、県からは電話連絡でしたが、村長さんたちは自分たちの足で歩いて地権者を回って説得して同意を取ったということで、わずか数日の間に全ての同意を取って県に回答するというような流れになっています。この時には、町田村長、戸田教育会頭さんや、学務委員代表の高木さんという方と、それから地元の小学校の校長先生の4人で個別訪問、所有者のお宅を1軒1軒回って同意を取ったということです。今の感覚で言うとそれは文化財担当者の仕事となりますが、当時は村長自ら、教育会頭とか、今で言う教育長さんでしょうか、小学校の校長先生といった地元の名士の方々をひきつけて個別訪問をして同意を取って歩き、同意が取れましたという回答をしているわけです。これを受けて昭和10年、埼玉県が埼玉県の告示502号ということで仮指定の告示をしました。仮指定になると、一定期間の間に本指定にするかどうか、あるいは仮指定を解除するかを決めることになるわけですが、翌年、仮指定にしたので正式に指定してくださいということを、昭和11年の9月18日付けで埼玉県から国へ指定申請が行われています。これに対して、同年翌月、埼玉県知事宛に指定調査を行いますという通知が来て、翌昭和12年の1月には文部省の監査官の方と、嘱託の萩野博士によって現地調査が実施されました。この間の推移をみると昔にしては非常に駆け足で、短期間にどんどん作業が進んでいきました。なぜかという、昭和12年には稲荷山古墳の前方部が土取りのために削られるなど、まさにこの頃に稲荷山古墳の土取りがどんどん進んでいる状況の中であって、時間が切迫していたからです。そして文化庁の調査を経て、昭和13年8月8日に「埼玉村古墳群」という指定名称で本指定になりました。埼玉古墳群に行かれた方はおわかりだと思いますが、その頃のことを示す標柱が残っており、



図3 史蹟標柱

それにははっきり埼玉村古墳群という名前が刻まれています（図3）。指定の際の文部大臣は荒木貞夫さんでした。軍人で陸軍大将ですよ。真崎甚三郎と並んで皇道派の中心人物ですけれども、当時第1次近江文磨内閣から文部大臣をされていたということでその名前で指定になりました。

このように地元の町田村長たちの熱意で指定になったけれどもこの後どうするかということで、翌14年には埼玉村が埼玉村史蹟古墳保存会を設置します。村長さんから県あてに標柱を建てるので補助金ください、という要望が出されていて、この時の標柱が先にお話ししたものにあたります。つまり、標柱は県が建てたものではなく正確に言うと当時の保存会、地元の有志の集まりが県から補助金を得て建てているのです。

現行の文化財保護法ができたのは戦後というのは皆さんご存知だと思いますが、埼玉古墳群が非常に古い戦前の指定っていうと大体の皆さんはびっくりして、そんな古くからですかということになるのですが、これまでみてきたような地元の非常に大変な熱意と保存運動の結果、埼玉古墳群が国の史跡に指定になったということです。

私も全部は調べていないのですが、おそらく地元が保存運動をして保存に結びついて指定に繋げていくというような事例としては非常に古い事例ではないかと思っています。ところがこの後、指定になったにもかかわらず古墳の破壊が止まりませんでした。もちろん管理はしているのですが、開墾のための土取りというものが相変わらず行われている。昭和25年には瓦塚古墳の東側が削られて開墾されてしまうということがおきてしまい、指定するだけでは駄目だと、それでは保存できないと埼玉村の人たちは思いました。そこで、村長たちはどうしたかという、古墳群を買い上げるという動きになりました。保存運動を起こして指定して、次にこれを買い上げていこうという動きが起きたわけです。翌昭和26年に埼玉村史蹟保存会を埼玉村文化財保存会という名称に変更し、公有化に向けて埼玉県知事に陳情書を提出しました。翌27年には二子山古墳、奥の山古墳、愛宕山古墳他いくつかの古墳について用地買収の補助金が出ることになり公有化されるといったような動きになりました。もちろん公有化されても別に整備されたわけでもなく田んぼの中に相変わらず古墳はあるのですが、公有化されたので当面この古墳群が壊されるという危機は去ったわけです。この後、昭和29年に市町村合併が行われ、行田市が周辺の自治体と合併をして、その時埼玉村も行田市に合併されて行田市埼玉となりました。これを受けて公有化された土地も行田市の土地に切り替わりました。そのあとの昭和32年、西暦1957年ですけれども、この時どういう事情でそうなったのかというのはよくわからないのですが、指定名称の変更が行われ、この時に埼玉村古墳群から埼玉古墳群と指定名称が変わりました。

しかしながら、依然として昭和30年代の埼玉古墳群は指定、古墳の公有化、指定名称の変更と時代が流れても、田んぼの中に佇む古墳群という状況は変わりませんでした。稲荷山古墳は前方部の土がなくなっていますし、若王子古墳もありません。

昭和40年代の初めに先ほど佐藤さんからお話がありましたように文化庁が風土記の丘構想というものを立ち上げました。その時に埼玉県で窓口として関わったのは、もうお亡くなりになりましたけど、県の文化財保護室にいた柳田敏司さんという方で埼玉県の文化財行政の草分け的な存在の方です。

柳田さんは実は私と同じ町内にお住まいで家がすぐ近くで柳田家と関家は祖父の代からお付き合いがありました。柳田さんは大学を出られた後、最初に地元の中学校の教員をされていて、私の父親や叔母が教え子にあたるという関係でもありました。柳田さんが県立博物館の館長をされていた頃に、私は新米の学芸員だったのですが家が近いということもあり、よく車で送迎などをする機会がありました。そうすると車の中でいろんな昔話をしていただけるんですけども、その中でさきたま風土記の丘建設当時のお話をしていただいたことがありました。

昭和40年、文化庁の記念物課長に柳川覚治さんという方がいらっしゃって、この後に参議院議員になられた方ですけども、柳田さんからうかがったお話しでは、秩父夜祭を視察の際に柳田さんが現地を案内して、その帰路に行田市の埼玉古墳群に寄っていただいたとのこと。それで埼玉古墳群を視察された際に柳田さんがぜひこれを広域で整備したらいいんじゃないかというふうに発想されて風土記の丘構想を思いついたんだと、車の中で聞きました。私はその当時文化庁が、国が補助金を出して自治体を中心となって史跡を面的に整備するという構想を温めていたのではないかと考えています。それまでは国の史跡は国が整備するという考え方があったと思いますが、自治体を中心となって国が補助金を出す形で広い公園的な整備をしていこうというような構想があって、ちょうどそれに埼玉古墳群の視察がきっかけになったのではないかと思うわけです。

風土記の丘構想を文部省の中で中身を詰める段階で、柳田さんのお話しでは埼玉県は大変協力したようです。いろんなデータを出して協力をして、だから当然、風土記の丘第1号は埼玉県になるはずだった。しかしながら、当時の大蔵省と文部省の予算折衝で風土記の丘建設事業は1年に1件ずつ採択するというようになった時に、当時の宮崎県知事が飛行機で文化庁に乗り込んで政治力を使って、西都原古墳群が無理やり奪って行って、とても悔しい思いをしたと、そんなお話しを繰り返し柳田さんからうかがいました。その時のお話では柳田さんはそのことにどうしても納得がいかず、文化庁に乗り込んで行って、椅子に座ったきり動かない、夜になっても席を立たず頑張ったけれども結局決定は覆らなかったそうです。こんな経緯があって、昭和41年に宮崎県の西都原古墳群が風土記の丘の第1号、昭和42年に埼玉古墳群が第2号ということになり、ここで地元から引き継いで埼玉県が古墳群を整備するという体制に切り替わりました。

最終的に文化庁からは用地の先行取得をして良いという言質をいただいて、埼玉古墳群の県の公有化は採択になる前年の昭和41年から土地の買収を開始しました。補助金のほか、県単独でも用地買収を行いました。それだけ埼玉県も頑張ったということです。

そして昭和43年に稲荷山古墳発掘調査が実施されました。風土記の丘内に資料館を建設しても展示するものが何もないという状況で、古墳群内の古墳を1基発掘しようということになり、たまたま半壊している稲荷山古墳が選ばれたと聞いています。さきたま風土記の丘が建設された頃、今の風土記の丘初期の頃の写真を探しているのですがあまり見つかりません。探せば地元の方で持っていらっしゃる方がいるのではないかと思います。

わずかに残る写真を見ると、風土記の丘ができた直後頃には現在の県道から入って行って一番奥に見えるのが丸墓山古墳で、手前に愛宕山古墳が見えます(図4)。このような形で42年からさきたま風土記の丘の整備事業がスタートして、文化庁の補助事



図4 さきたま風土記の丘入口

業としての風土記の丘整備事業のメニューはもうなくなっていますが、それから史跡整備事業、あるいは歴史の広場事業とか、いろんな文化庁の整備事業のメニューをいただきながら現在もずっと整備が続いています。昭和42年以来今日までもう50年近くになります。毎年毎年整備をしていって、まだ全然終わっていません。これからも整備をしていくということになります。埼玉古墳群の経緯を振り返ると非常に早い段階に地元有志で熱心な保存運動が行われたことや地元の保存運動から行政が引き継ぎ「さきたま風土記の丘」建設が行われたことなどが節目となるできごとだと思います。

さて、なぜこんな昔の話を掘り起こしてとお思いになる方もいらっしゃると思います。今日のシンポジウムの表題は「埼玉古墳群のこれから」ということで、これから先の埼玉古墳群をどうしていくのがよいのかという話ですけれど、やはりこれからのことを考えるときには、今までどうしてきたのか、どのように歩んできたのか、その足跡とか歩みというのはきちんと理解しておくことが必要だと思います。温故知新という言葉がございませぬけれども、やはり今までの歩みというものをしっかりと理解した上で、それを踏まえてこれから考えていかななくてはいけないと私は思っています。なので、少し古いお話、多少思い出話を交えながらお話しさせていただきました。ほぼ予定の時間となりましたので、私のお話はこれで終わりにさせていただきます。どうも御静聴ありがとうございました。

## 国指定史跡から特別史跡へ

### 持続可能な特別史跡埼玉古墳群について考える

大阪府立弥生文化博物館 禰宜田佳男

#### はじめに

こんにちは。ただいま、御紹介に預かりました大阪の弥生文化博物館の禰宜田佳男と申します。よろしくお願ひいたします。

私は文化庁に19年間在籍していましたが、当時は埼玉の川口市民でした。60数年間生きてきましたけども、一か所に19年間も留まったことがなかったこともあり埼玉には愛着が湧くようになっております。関西に戻ってからも埼玉県を題材にしたものをテレビで見ると懐かしく思っているところなんです。今日は、埼玉古墳群をこれからどうしていくのかということについて問題提起をさせていただきたいと思って参りました。

さて、本題に入る前にお話させていただきたいことがあります。今日はどのような日かといいますと、今、まさに2時46分を少し過ぎたわけですが、3月11日です。東日本大震災が発生した日です。その時、私は文化庁におりました。被災地でも家を再建する場合には記録保存の発掘調査をすることになります。地方分権ではありましたが、この調査の実施に向けて調整する役割をさせていただきました。「本当にできるのか」、という思いもあったのですが、結果としては実現できました。それがなぜできたかということですが、被災3県の埋蔵文化財関係者、全国の埋蔵文化財関係者の努力はありましたが、東北の方々が、文化・文化財に対して、先人からの知恵とか受け継いできたものに敬意を表され、発掘調査によって自分達の歴史が掘り出されることに感動し賛同いただいたことが大きな理由であったと今でも思っています。

我々はコロナを経験しました。さきたま史跡の博物館も同じだと思いますが、文化・文化財は、「不要不急」の扱いを受けました。文化・文化財は弱い立場にありますが、時として、地域住民の方々に力を与える側面があるのだということを私は考えております。住民の方々の思いというのは文化財保護にとって重要だということを確認させていただきます。

そうしたなかで、これからの埼玉古墳群を考えるわけです。その前提として、まず日本は人口減少社会を迎えるという、避けては通れない問題があることを確認しておきたいと思っております。その時代に、文化財行政において埼玉古墳群の活用はどうしていくのかということでもあります。今日の話のキーワードは、文化財保護において持続可能性を考える必要があること、史跡の価値は実は多様であること、住民参画という3つです。

ここで確認させていただきますが、文化財は誰のものなのかということです。関さんから埼玉古墳群の史跡化に向けた県の様々な取り組みの話や、宮原さんから古墳群の整備について御報告がありましたけれども、こうしたことからすると教育委員会或いは博物館のものなのかと思われがちになってしまっていますが、結論は、私は違うと考えています。地域住民、みなさまのものなのです。教育委員会や博物館は、地域のみなさんが保存或いは活用していく手助けをしていく、そういう役割を担っているのが本来のあり方だと考えています。

前置きはこのくらいにして、レジメに沿ってお話を進めて参ります。

## 1 史跡とは、特別史跡とは

まず、「史跡とは、特別史跡とは」ということです。史跡とは、貝づか、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち、歴史・学術上価値の高いもののことです。埼玉県内であれば吉見百穴や黒浜貝塚などがあります。ちなみに、私は黒浜貝塚が大好きで、縄文の環境が奇跡的でないかというくらい、そのまま残っている。会場でも頷いておられる方もいらっしゃいますので同じような思いを感じた方が多いのではないかと思います。そのような史跡から特別史跡は昇格したということになります。

次に、特別史跡についてですが、指定された史跡のうち、特に重要なもののことです。数字で見ると、史跡と特別史跡に対応するのが有形文化財の重要文化財、国宝です。その比率を示すと、重要文化財のうち国宝は8.5%。一方で史跡のうち、特別史跡は3.3%と非常に少ないというのが現状です。

数年前、イタリアのポンペイ遺跡を発掘したことで有名な青柳正規先生が文化庁長官に就任された際に、出張先で私に「国宝に比べて特別史跡は少ない、何かできることはないか」という話をされました。特別史跡が少ないということを危惧されておられました。私や当時の文化庁記念物課の職員はすぐにその問いかけに答えることはできなかったんですけど、特別史跡の候補のリストを作って都道府県の方々と相談する取り組みを始めていきました。

残念ながら、特別史跡は数が少ないこともあって、言葉に馴染みがなく、「すごいんだ」ということが社会的に理解していただけていない状況にあります。知っていただくための対策としては、特別史跡を増やしていくなど、日常的に特別史跡が取り上げられる状況を作りだしていく取り組みが必要ということになります。五稜郭や登呂遺跡、中尊寺、毛越寺など教科書に載るような誰もが知っている特別史跡も、話題になるような取り組みが必要で、特別史跡という言葉を目ざろから見聞きする状況にすることが大切だということです。

## 2 特別史跡に指定された古墳・古墳群

それでは次に特別史跡になった古墳群を御紹介したいと思います。ちなみに全国にどれだけ特別史跡の古墳があるかというところ9つしかありません。埼玉古墳群は古墳では9件目の特別史跡なのです。

指定年度ごとに見てみると、これまで1952年（昭和27）に6基、1972年（昭和47）に1基、2000年（平成12）に1基指定されています。

具体的にみると、7世紀の後半頃の円墳の奈良県文殊院西古墳。花崗岩の切石を用いた両袖式の横穴式石室ということが評価をされて、戦前の史蹟名勝天然記念物保存法の中で指定になったものです。

奈良県巢山古墳は4世紀末から5世紀初頭、古墳時代前期末から中期初頭に築造された巨大な前方後円墳です。前方部と後円部の境界に造出しをもつ非常に美しい形の墳丘をもつ前方後円墳です。近年では、周濠の発掘調査で船形の木製品が出土し、葬送儀礼を知る上で重要な成果も出ています。

また、有名な奈良県の石舞台古墳ですが、発掘調査の結果、一辺が約50メートル方墳であるということが明らかになりましたが、巨大な横穴式石室ということが評価をされて特別史跡に指定されています。

和歌山県岩橋千塚古墳群は、紀の川流域に造られた800基を超える全国屈指の数をもつ古墳群です。現在は鬱蒼とした森林になっていますが、植林がされていない戦後直後の史跡の写真をみると、ぽこぽこと盛り上がっているのがわかるかと思います。これらは石室構造が多様である、出土遺物に大陸系のもが含まれることなど古墳時代の社会を知る上で極めて重要であるとして特別史跡に指定されています。

福岡県王塚古墳は、6世紀中頃の墳長が78メートルの前方後円墳ですが、土取りされて前方部は削られてしまった古墳です。ただ、周濠が確認できたので、現在はその部分を復元して整備しています。なぜ特別史跡に指定されたかという点、横穴式石室に装飾が描かれていたためです。馬や鞍といった具象的なものと、丸や三角などの幾何学文様が五色もの色を使って描かれており、装飾古墳のなかでも傑出した存在であるということが評価されています。

宮崎県西都原古墳は3世紀末から7世紀にかけて営まれた300基を超える古墳群です。埼玉古墳群と比べると非常に多いですが、被葬者のランクが違うことが影響しています。南九州は竪穴式石室や横穴式石室以外に、地下式横穴墓というものがあります。縦に穴を掘って、そこから横穴を掘削して埋葬するというものです。これは南九州独特のものですが、これらと墳丘をもつ前方後円墳が混在して造られているということが評価されています。

奈良県高松塚古墳もよく知られた円墳ですが、横口式石槨に漆喰を塗り、そこに人物群像などが描かれているということで、考古学ブームを巻き起こした古墳でもあります。

奈良県キトラ古墳は、現在では墳丘が復元整備されておりますけれども、石槨のそれぞれの壁に四神が描かれて、その下には十二支の獣面人身像が描かれ、また天井には星宿が描かれているということで特別史跡に指定されています。

このようなほかの特別史跡と埼玉古墳群がどのように違うのか、埼玉古墳群の特色は何だろうか、ということを考えていく必要があることを確認しておきたいと思います。

### 3 埼玉古墳群及び文化財保護の歩み

埼玉古墳群の保護についてですが、まずポイントとして『埼玉古墳群総括報告書Ⅰ』の刊行が挙げられます。2015年（平成27）に埼玉県教育委員会は特別史跡の指定を目指して、過去の調査成果について近年の調査研究の成果も踏まえて再評価する調査研究事業に着手されました。こうして2018年（平成30）に報告書ができました。

埼玉古墳群の保存と活用ということですが、文化庁の「風土記の丘設置構想」に基づいて「さきたま風土記の丘」として開園し、その後「さきたま資料館」も開館しています。現在では都市公園の「さきたま古墳公園」として整備がされており、年間100万ほどの方々が訪れているとお聞きしました。今はコロナ禍の影響もあって大変かもしれませんが、これからV字回復をしていくことになるのではないのでしょうか。

現在は「さきたま史跡の博物館」に名前を改称して今日に至っています。ここで一つ強調しておきたいことがあります。今でこそ博物館での写真撮影ができるところが増えており、東京国立博物館でもそうになりましたが、「さきたま資料館」の時からから写真撮影を「可」としていました。「国宝と一緒に写真を撮ろう」をキャッチコピーにして、来館者に「金錯銘鉄剣」を身近なものにしていこうという取り組みをしてこられました。こうした積極的な活用はとても素晴らしいことだと思っています。

次に埼玉古墳群を特別史跡として国、文化庁はどのような評価をしたかということです。先ほど他の特別史跡の古墳、古墳群を紹介しましたが、文殊院西古墳、巢山古墳、石舞台古墳、岩橋千塚古墳群、王塚古墳、西都原古墳群は戦前の「史蹟名勝天然記念物保存法」で史跡に指定されていたものが昇格したものです。この時に指定された古墳をみていくと、埼玉古墳群も「史蹟名勝天然記念物保存法」で指定されてはいたしましたが、なぜか特別史跡に昇格していなかったのです。とても不思議なことです。そのため、埼玉県が総括報告書を刊行して史跡を再評価し特別史跡になったということになるわけですが、埼玉県が21世紀初頭の古墳研究の成果を踏まえてこの古墳群に対する学術的評価をお

こなったことは、結果として非常によかったと思っています。

そして、国の審議会では、埼玉古墳群は調査研究だけではなく、「さきたま風土記の丘」などの整備、或いは博物館での活用、この三つの要素が長期にわたって継続して、しかも優れており、他の史跡の見本になるような取組みを行ってきた、それらの点も含めて、我が国の文化の象徴たる史跡として極めて重要だということが評価され、特別史跡に指定されることになりました。

戦前に昇格しなかったがために、埼玉県では特別史跡指定に向けた取組みを行いました。地方公共団体による調査研究の成果を経て特別史跡になった古墳は、埼玉古墳群が最初の事例だという点を強調しておきましょう。また、出土遺物も国宝になっておりますから、国宝と特別史跡が重複しているということになります。そうした事例は、非常に少ないということも確認しておきたいと思います。

#### 4 史跡（文化財）を取り巻く環境の変化

それでは次に、このような埼玉古墳群が今後はどうしていったらよいかということを考えていきたいと思います。冒頭にも少し触れましたが、史跡や文化財を取り巻く環境として、人口増加社会から人口減少社会へ突入して、その真ただ中にいるということです。

明治維新直後に古器旧物保存方が発布されて、150年が経つわけですけれども、その後史蹟名勝天然記念物保存法も制定され、さらに戦後は法隆寺の火災も契機になって文化財保護法が制定されます。これら古器旧物保存法以来150年間、日本は基本的に人口増加で来て、国力も増加してきたということです。人口は文化財保護の取組みが始まった明治維新のころからピークが2008年（平成20）、ここまでの間、人口が増加してきている。今は2023年（令和5）、会場におられる方々のほとんどの方が経験できないのではないかと思います、2050年には人口が1億人を切るわけです。今、政府は人口減少に対して新たに取組みをしようとしていますけれども、取組みが功を奏するのは何十年先ということになります。先は不透明ですが、今後どのようになっていくのでしょうか。

とにかく今、我々が考えなければならないのは、日本は人口減少社会の中で文化財保護を進めていかなければならないということです。今までと同じような考え方で果たして良いのかということが言いたいのです。埼玉県には若い職員の方がたくさんおられますので、その方々が考えていくことになるかとは思いますが、では年寄りが何もしなくていいのかというとそうはいかないですよね。我々には経験がありますから、これらを生かしながら、今まさに発想の転換が求められているのではないかと思います。国の借金が減る予兆もなく、物価も上がっているし、生産技術の面でも先日のロケット発射も上手くいかないなど、人口問題以外にも色々な課題がありそうです。そのような中で、何かあったら不要不急の扱いを受ける文化財ですが、国民、地域住民の方々の文化財保護への理解は今後どうなっていくのでしょうか。時代とともに政策も変われば、皆様方の文化財に対する思いも変わって欲しくはないですが、変わっていくということも我々は考えておく必要があるでしょう。

では世界はどのような状況にあるのでしょうか。最近、様々な場面でSDGs、持続可能性という言葉が我々には目にするようになりました。SDGs、皆さんいつ頃から聞くようになりましたか、2、3年ぐらい前ではないでしょうか。でも、実際は、1987年（昭和62）の「環境と開発に関する世界委員会」の中で、「持続可能な開発」という概念としてすでに登場していたのです。でも、なかなか我々は今まで耳にすることがなかったのではないのでしょうか。

1992年（平成4）には「地球サミット」で、オゾン層の破壊という問題もすでにこのときに取り上げられていました。私は知らなかったのですが、環境と開発のバランスのとれた世界規模の早急な取組みが必要であるということも提唱されておりました。

そして2015年（平成27）に、「持続可能な開発サミット」で「持続可能な開発目標＝SDGs」という、2030年までの行動計画、国際的な目標が示されたのです。

今までは要するに「お金、お金」で来ていたのが、それではいけないということです。当然、開発には経済的な面でのメリットがなければならない。ただし、環境の保護も視点において行動していかなければならないということです。社会的に弱い立場の人も含めて、一人一人が幸せな人生を送っていく社会を作っていくことを目標にすることがSDGsです。これが達成されればものすごく美しいことになります。現実はなかなか厳しいことではありますが、これらの取組みを各国が進めていかなければならず、日本でもSDGsを意識した取組みが必要になっています。

## 5 持続可能な文化財保護をめぐって

そのような社会の中で、文化財保護、文化財行政は持続可能なかどうか。これが今まさに問われていると言いますか、問う必要があるということです。要するに文化財保護はこれまでのままでいいかどうかという意識を持つ必要があるのではないかと考えているのです。

持続可能な文化財保護を巡っては、文化財が人口減少社会の影響やコロナ禍のように不要不急の対象であることをおさえておく必要があります。今後、予想されるのは、公務員自体が減っていけば、文化財保護に関わる人員も減少します。人口が減っていくわけですから、歳入も減少していきます。当然予算は必要どころに優先的に配分されます。国の補助金も減るでしょうから、文化財に係る予算についても当然減ります。そして、「不要不急」の扱いを受ける文化財ですから、状況によっては、ますます困難になるということが大きな懸念としてあるわけです。

さて、この文化財保護の持続可能性ということに関しては、文化庁の星野有希枝さんが研究を進めておられます。私は2000年（平成12）に文化庁記念物課に配属されまして、実は星野さんも同じ部署に配属され、歳は違いますが文化庁では「同期」なのです。星野さんはこの時に文化遺産の保護に興味を持たれ、留学して文化遺産マネジメントの研究をされた方なのです。

その星野さんは文化財保護行政に関しては、持続可能な開発が全世界的、全人類的な目標である以上は、文化遺産保全の在り方自体も持続可能なものでなければならないこと、またそれは環境的側面、経済的側面、社会的側面という持続可能性を進めるうえで求められ、3つの要素からみて持続可能でなければならないことを指摘されています。

この環境、経済、社会という3つの要素と文化遺産保護の関係ですが、文化財保護は自然保護と共通することが多いと思いますので、省略させていただきます。

経済的側面については、文化財保護が経済的観点からもバランスの取れたものでなくてはならないということです。我々文化財に携わる者のなかでは文化財保護に経済的視点は不要である、文化財で儲けなくてもいい、ということが言われてきました。でも本当にそれでこれからは許されるのでしょうか。右肩下がりの社会になって、今までの理念で許されるのか、これからは自問自答する必要があるのではないかと思います。

社会的側面については、文化財の価値が広く国民に共有されなければならないということです。星野さんは土地所有者とか一般住民の方々はその文化遺産に対して、異なる視点を持っているかもしれないので、それを「発掘」する必要があるということを言われています。そういう機会を作ることも、文化財行政の役割ではないかとおっしゃられています。これが一番重要なことですが、埼玉古墳群は考古学的な価値を再評価され、文化庁は特別史跡に指定したわけです。ただし、それ以外の価値も埼玉古墳群にはあるのではないかと、学術的な評価にとどまらず、多様な価値があることについて

も広く共有されなければならないのではないかと考えています。

## 6 これからの文化財行政についての問題提起

それでは、これからの文化財行政について、問題提起をしたいと思います。繰り返しになりますけれども、文化財保護部局が文化財保護を進めるには、これから限界が出てくるのではないかと考えています。そうならないためにどうするのかです。必要なことは、行政的には他の部署と連携を図っていくということが重要になっていくのではないかと考えています。

また地域住民の方々が文化財に対して新たな発見をしていくことも必要だと考えています。そのような取組みの一例として、大分県宇佐市を挙げたいと思います。この市では掩体壕が市の史跡になりました。市の史跡になる取組みを進めたのは、行政ではなくて地域住民でありました。市民が重要性を見出し、「ぜひ市の史跡にしたい」という提案をおこない、自ら様々な活動を進められ、結果として市の史跡になったのです。市の文化財担当者は、実際に活動された住民の方が、住民参加ではなくて住民参画があったから市の史跡に指定ができた、ということをおっしゃっています。住民の参加ではなく参画があったということです。こうした取組みが重要で、これまで以上に、住民の関わりが必要になってくるのではないかと考えています。

史跡整備についても、新たな取組みをしているところが出てきています。史跡公園というのは、作るのにお金がかかって、完成後は維持管理にお金がかかって、小さな自治体では非常に難しい問題を抱えているところがあります。なので、山梨県の梅之木遺跡という縄文時代の環状集落ですけれども、そこでは、業者ではなくてある程度の技術を持った住民の方が手作りで建物を復元し、また完成した後、復元建物が壊れてもあえて修理はしない、つまり再整備しないという考え方で整備を進めています。建物が壊れても、当時の人も壊れた建物を見ながら生活をしていってしょうから再整備はしないという理屈です。これはアイデアとしてはなかなか面白いですね。これまでにはない取組みです。こうした工夫が全国で始まっています。まさにこれまでとは異なる取組みということになります。

## 7 これからの埼玉古墳群

では、最後にこれからの埼玉古墳群のお話に移っていきたいと思います。まず史跡は、地域住民にとっての「誇り」になる素材になるということです。例えば、中世の山林寺院である福岡県的首羅山遺跡では、子供たちが遺跡の色々なことを勉強して、「私たちの首羅山遺跡」というキャッチコピーを考えました。誇りに思ったのです。冒頭、史跡は住民のものだという話をしましたが、そういう話を知らない子供たちが、まさに私達が考えて欲しいことを言葉、キャッチコピーにしたということです。

ただ、埼玉古墳群の地域住民の方がどうお思いかはわかりませんが、埼玉古墳群が特別史跡に指定され、「誇り」になっても、「凄いもの」になりすぎてしまって「何だか自分が関わるのは…」と二の足を踏まれてはいないでしょうか。というのも、先ほどお話した和歌山県の岩橋千塚古墳では、住民の中にそう思っておられる方がいることに文化財担当者が悩んでいるという話を聞いたことがあるのです。埼玉古墳群ではそうでなければいいですが、気になったのでお話させていただきました。

そして、埼玉古墳群にも、古墳以外にもっと多様な価値があるのではないかなと思います。今朝、30分だけ時間がありましたので、走って丸墓山古墳と鉄砲山古墳を見してきました。とても素晴らしかったです。丸墓山古墳の上からは忍城が見えますし、石田堤もありました。また、桜の名所だという話もお聞きしましたが、今の季節ですと梅ですね。今日も写真を撮られている方がおられました。

鉄砲山古墳については江戸時代には忍藩の砲術訓練場としての役割を果たしていたということもあります。このように埼玉古墳群には古墳以外にも歴史、さらには美しい自然があるということです。そのような魅力を各自が発掘していただきたいと思うのです。

ボランティアの方々の力はもちろん不可欠ですが、これからは市民との関わり、もっと住民の方が積極的に関わるようになったら良いなと思っています。

少し事例を紹介します。地域住民の方々が、どこかお花を植えて公園整備するというのはいかがでしょうか。実際、特別史跡の多賀城跡では、地域住民がお花を定期的に植えるということをしています。

兵庫県の<sup>ごっさ</sup>五斗長垣内遺跡では、市民が活用のあり方について協議をして、「五斗長玉ねぎまつり」を開催しています。開催日は、遺跡名が「ごっさ」ですので、5月3日。この日は「ごっさの日」ということにして、おまつりを実施しているのです。主催は市民なので、市の文化財担当者はお客さんの立場で参加しています。玉ねぎが特産ということで、遺跡の中でというイベントを開催して、その中には「甘い玉ねぎ」早食い競争も開催して、皆さんにこやかに参加されています。このように、市民の方々と教育委員会の方々が交流して遺跡を守っていきこうという取組みをしているのです。

また、愛媛県には笠置峠古墳があるのですが、葺石の積み上げは体験事業として市民の方々が実施されました。同じ愛媛県の河後森城ではお城をキーワードにして、武家儀礼や当時の食を市民の方々が文献などで勉強し、実際に料理をおこなって「河後森御前」として復元して、おまつりの日に実食をしています。

鹿児島県広田遺跡。ここは弥生時代から古墳時代の大規模な集団墓地なのですが、中学生や高校生が研究発表やファッションショーなどのイベントの主役として参加しています。これに参加した中学生が、この時の体験があつて、大学ででは考古学コースに進学した方もいると聞きました。このようなイベントを経験するということは、人づくりにも寄与するということになるのです。埼玉古墳群でも、子供たちが今日のシンポジウムのような場で古墳の話をするというようなことも、今後あつてもよいのではないのでしょうか。

岩橋千塚古墳群では、墳長100mの前方後円墳の整備を地域住民の方々がやっています。埴輪づくりから、それを設置までをおこないました。また、別のもう少し小さな古墳では、埋葬儀礼の復元をしようということで、古墳時代の衣装を身にまとった市民が、儀式を演じました。

御紹介したとおり、様々な取組みが全国では行われているのです。

## おわりに

繰り返しになりますが、史跡の活用も転換期に来ていると考えています。人口減少社会は、ピンチかも知れませんが、チャンスだとも思います。今だからこそできることを考えたらいいのではないかなと思います。取り組みの答えは一つではないわけです。埼玉県や行田市など行政が協同し、そこに市民の方々が参画して、上手くタグを組んで何ができるのかをご検討いただきたいと思います。今までやり方、右肩上がりの社会のなかでの整備などがA案だとすると、別の方法ということでB案を、今から考えることが必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

我々の世代は、自然も含めて色々なものを壊してきました。そんな中で今、残っている文化財について、次の世代に伝えていく責任があると思うのです。

その主体は、押し付けるわけではありませんが地域住民の皆さんです。皆さんと行政が一緒になってやっていくということが良いのではないかというふうに思いまして、今日は問題提起のお話をさせ

ていただきました。

どうもご清聴ありがとうございました。